

委託業務仕様書

1 委託業務名

新商品開発を通じた農福連携 P R 委託業務

2 目的

農福連携の取組みを全国に発信する全国フォーラムを岐阜県で開催することとしており、この機会に、農福連携を効果的に P R するため、県をまたいた農福連携事業者同士の連携による経営発展の事例をモデル的に創出し、紹介することを予定している。

このため、岐阜県内の農福連携事業者と他県の農福連携事業者が新商品又は試作品の企画・開発を通じて連携した取り組みを同フォーラムで P R することにより、農福連携の魅力発信と認知度向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 29 日(金)

4 委託業務内容

(1) 農福連携事業者連携モデルの構築

①新商品又は試作品の開発を通じた県外の農福連携事業者との連携

- ・県内で農福連携に取り組んでいる事業者と県外の事業者が連携し、障がい者が生産・出荷・販売に携わった農産物（農産物は岐阜県内で生産されたものであること）を活用した新商品又は試作品の開発を通じた農福連携の連携モデルを提案すること

②新商品等の提供

- ・「農福連携全国フォーラム in ぎふ」（10 月 26 日開催予定）において、新商品又は試作品を披露・提供できるようにすること

(2) 農福連携フォーラムでのプレゼンテーション

- ・「農福連携全国フォーラム in ぎふ」（観客数 300 人程度）において、ステージ上で新商品又は試作品の開発を通じた県外農福連携事業者との連携事例のプレゼンテーションをパワーポイント等を用いて行うこと

5 業務の詳細

(1) 新商品の企画

- ・新商品の企画を通じた農福連携事業者との連携モデルを提案すること

(2) 新商品又は試作品の作成

- ・「農福連携全国フォーラム in ぎふ」までに新商品又は試作品 1 品を作成すること

(3) 農福連携全国フォーラム in ぎふでのプレゼンテーション

- ・観客 300 人ほどの会場を想定し、連携した活動等を P R すること

(4) 農福連携全国フォーラム in ぎふでの商品の披露・提供

- ・商品の披露は、多くの人に分かるよう効果的に行うこと
- ・同フォーラムの出席者や会場の来場者 300 人（予備含む）に配布する新商品又は試作品を提供すること
- ・配布する新商品又は試作品は、会場で配布することを前提として、個包装し衛生上問題ないようにすること

(5) 業務の記録

- ・業務の進捗について画像・画像、動画等で記録し、（一社）岐阜県農畜産公社（以下、公社という。）で管理するSNS等に公開できるよう提供すること

6 予算額

1企画あたり300千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、また、選定事業者が複数の場合は、予算の範囲内とする。契約金額は、提案意思のある者からの見積金額を参考に決定する。また、契約金額には人件費、活動費、交通費等も含むものとする。

7 報告書類及び事業成果の取り扱い

（1）委託事業完了届等

本委託業務が完了したときは、すみやかに以下のア)及びイ)の書類を提出するものとする。

ア) 委託事業完了届

イ) 次の事項を含む実績報告書

業務内容・実績や画像データの内容・結果等が含まれた報告書とする

- ・新商品概要
- ・業務の実施期間、実施概要（業務打合せ、試作作業等）
- ・その他、業務の実施状況

8 委託業務の実施状況報告

委託者が必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。

9 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。

（3）個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（4）守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

（5）著作物の利用

別記1「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

(6) 関連書類等を含む現地調査の実施

適正な業務執行を確保するため、必要に応じ現地調査を実施することがあるので、関係書類等の適正な整備を行うこと。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

11 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。

この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

12 その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

以上

13 発注者連絡先等

【連絡先】〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-12

岐阜県シンクタンク庁舎

(一社)岐阜県農畜産公社 ぎふ農福連携推進センター

電話：058-215-1503、FAX：058-276-1268

別記1

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 委託業務仕様書5の(5)で作成される画像、画像、動画その他の成果物（以下、「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 成果物に係る原稿、原画、写真、画像、動画その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合について、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真、画像、動画その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真
- 四 画像
- 五 動画

3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真、画像、動画その他の素材（以下「素材等」という。）の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡せるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第3 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。

2 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

4 発注者は、成果物が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、成果物の電子データが入った納入物（CD-R、DVD-R）を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に発注者に移転する。